

大口町告示第89号

大口町の所得税における生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更に
係る個人住民税特別還付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年12月27日

大口町長 森 進

大口町の所得税における生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更に係る個人住民税特別還付金支給要綱の一部を改正する要綱

大口町の所得税における生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更に係る個人住民税特別還付金支給要綱（平成23年大口町告示第79号）の一部を次のように改正する。

題名中、「個人住民税」を「個人住民税等」に改める。

第1条中、「(以下「個人住民税」という。)」の次に「並びに所得割額に係る国民健康保険税」を加え、「個人住民税に相当する給付金」を「個人住民税及び国民健康保険税に相当する給付金」に、「所得税と個人住民税」を「所得税及び個人住民税並びに国民健康保険税」に改める。

第10条を第11条に改め、第9条の次に次の1条を加える。

（国民健康保険税）

第10条 国民健康保険税に係る特別還付金の取扱いについては、個人住民税の例による。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町の所得税における生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更に係る個人住民税等特別還付金支給要綱の規定は、平成23年12月1日から適用する。